

個人型確定拠出年金(個人型DC)制度が改正されます！

[確定拠出年金法の改正法が平成28年5月24日に成立し、6月3日に公布されました。]

1. 個人型確定拠出年金(個人型DC)の加入範囲が拡大されます。(平成29年1月1日施行)

個人型DCの加入範囲が拡大され、これまでの加入対象者に加えて、企業年金加入者・公務員等共済加入者・私学共済加入者・第3号被保険者(専業主婦等)についても、基本的に個人型DCへ加入できるようになります。(**別紙1** 参照)

<拡大される加入対象者と拠出限度額>

・企業型確定拠出年金(企業型DC)加入者(他の企業年金がない場合)	月額 2.0万円(※年額 24.0万円)
・企業型確定拠出年金(企業型DC)加入者(他の企業年金がある場合)	月額 1.2万円(※年額 14.4万円)
・確定給付型企业年金のみ加入者及び公務員等共済加入者	月額 1.2万円(※年額 14.4万円)
・第3号被保険者	月額 2.3万円(※年額 27.6万円)

(※個人型DCの掛金の払込は、平成29年12月までは、毎月のお支払のみの取扱いとなります。)

2. 脱退一時金の支給要件が変更になります。(平成29年1月1日施行)

老後の資産形成を図るための制度であることを明確化するため、脱退要件が縮小されます。(**別紙2** 参照)

3. その他の法改正事項

平成30年以降に、次の法改正が施行される予定です。

- ①確定拠出年金(DC)の拠出限度額の年単位化
- ②企業年金へのポータビリティの拡充(DC ⇒ DB移換)
- ③個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度の創設

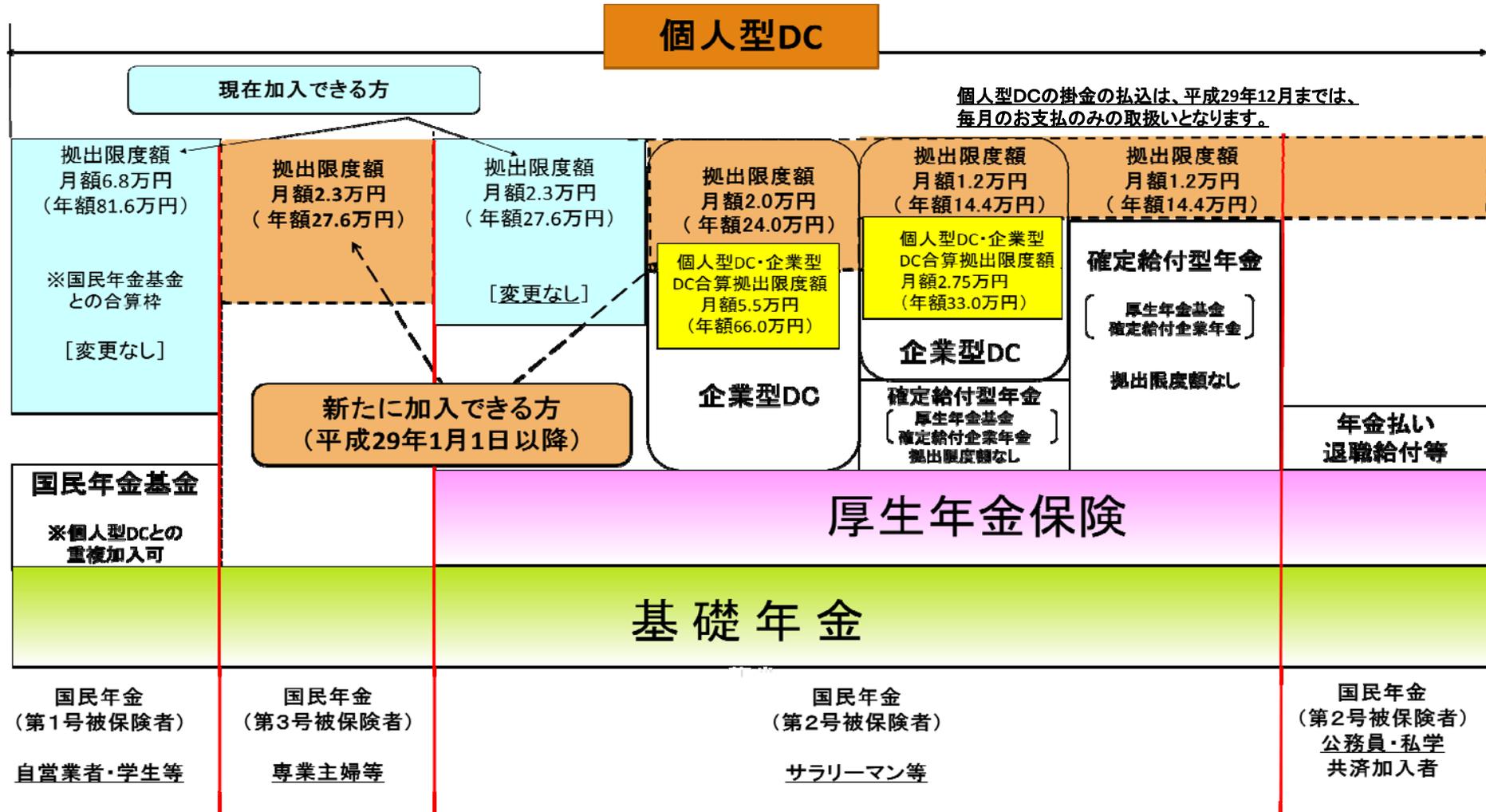
4. 施行期日

- ・ ①は平成30年1月1日
- ・ ②、③は、公布の日(平成28年6月3日)から2年以内で政令で定める日

個人型DCの加入範囲の拡大と拠出限度額について

(平成29年1月1日施行)

個人型DCの加入範囲が拡大され、これまでの加入対象者に企業年金の加入者・公務員等共済加入者・私学共済加入者・第3号被保険者(専業主婦等)が追加され、基本的にすべての方が個人型DCに加入することができるようになります。



国民年金保険料の免除を受けている方は原則加入できません。また、企業型DC加入者の場合、事業主が企業型DC規約を変更しなければならないなど諸条件がありますので、詳しくは運営管理機関などにご相談下さい。

脱退一時金支給要件の変更概要について

(平成29年1月1日施行)

- ① 法改正施行(平成29年1月1日)後、脱退一時金を受け取ることができる方は、原則、「生活保護受給中の法定免除者、申請免除者、学生納付特例適用者または納付猶予適用者」及び「企業型DCの加入者でなくなった方で個人別管理資産額1万5千円以下の方」で支給要件を満たした方のみとなります。
- ② 個人型DC及び企業型DCの加入者でなくなった日が、平成28年12月31日以前の方には、経過措置として現行制度の脱退一時金の支給要件が適用されます。